

Global Talk MIGA

Jun Okumura
Meiji Institute for Global Affairs

奥村 準

明治大学国際総合研究所客員研究員



東大法学部を卒業し通商産業省（現経済産業省）に入省。通商、エネルギー・環境関係等のポストを歴任し、退任後は、ユーラシアグループの参与、学生情報センターの特別顧問などを務めている。外国の新聞、テレビなどで、日本の政治・経済及び国際関係についてコメンテーターとしてしばしば取り上げられる。

商船三井の貨物船差押えは、日中問題にならないはず(なのだが)

1936年に日本の海運会社(1999年に商船三井と合併)がチャーターしていたのを当時の日本政府が徴用し、海上で失われた貨物船2隻の持ち主の子孫を補償する確定判決を執行するために中国の司法当局が4月19日に行った商船三井の鉱石運搬船の差押えは、日本のあらゆるメディアを大きく賑わわせた。報道は総じて、その背景に政治的動機があるという疑いを露わにした。具体的には、中国当局が突然実力行使に及んだ背景には悪化する2国間関係を巡る政治の動きがありものという想像だった。

この観点からは、差し押さえは、戦争中に日本の鉱山や工場で働くことを強要された中国人のために補償を求める訴訟に対する中国の裁判所の態度の変化につながっており、戦争時にさかのぼっての要求の予兆ではないかという恐れを惹起するものだった。では、本件は、警砲であって、もし日本政府が政治的な譲歩を行わなければ中国が日本の企業にとって地事業活動を行うのにはなはだ不都合な場所になっていくかもしれないという傾向だったのだ。だが、もしそうであれば、中国側の反応は、不思議なものだった。東京の中国大使

館は、ダメージコントロール体制に入り、日本の企業に電話をかけまくって、本件が純粋な商業案件であって政治的背景が一切ないことを伝えた。本当に中国当局が警告を発信することを意図していたのであれば、これはそのメッセージを強調する手口としてはいかにも奇妙だった。

事実関係は、中国外務省の主張を裏付けているようだ。原告たち、すなわち2隻の船舶の持ち主の子孫は、戦時賠償を求めていたのではなく、要するに契約違反の損害賠償に相当するものを求めていたのだ。ⁱ 彼らは、1988年に新たに施行された民法に基づいて訴訟を起こしていた。同法にも時効に関するⁱⁱ 規定はあったが、その時効期間にかかわらず請求権を主張する者に対して中国の裁判所で訴訟を起こすのに2年間(1987-88年)という猶予期間が与えられていた。原告たちは、2007年の第一審で勝利を収めた。商船三井の上訴は、功を奏さなかった。2010年には上訴審、2011年には再審請求でそれぞれ敗北し、判決が確定した。商船三井は、なおも和解を求めたが、3年後の4月19日に至って中国当局によって商船三井が進退を明らかにすることを余儀なくされた。商船三井は24日に賠償額に利子を加えた40億円相当を供託し、同じ日に船が出港した。というわけで、あの2年間の猶予期間を捕まえそとなった向きは、不運様というわけだ。以上、話は終わり...となるはずだが、中国についての多くの話同様、そうはいかない。

というのも、中国の司法システムについては、そしてついでにいうと中国の警察についても、政治及び金が大きくものを言うというのが世の常識になっているからだ。実際、鉱山で働くために日本に送致された中国人の請求について、2 国間の外交関係を正常化した 1972 年の共同声明で中国政府が確定的に放棄したという日本側の主張に同意することを中国政府が拒む一方で、中国の法廷は長年、その請求を受け付けなかった。だが、今年 3 月にいたって、2 国間関係の悪化を背景に、北京の裁判所がついに提訴を受け付けることとした。疑念が生じているのは、こうした背景があるからであって、もし中国当局が疑念を払拭したいのであれば、こうした背景をどうにかしないといけないのだ。まず手始めに、強制労働事件が中国の司法システムの中を巡っていくときに中国当局が時効制度を尊重するかどうかという点を日本の企業が見守っているはずだ。ⁱⁱⁱ

-
- i 菅義偉官房長官は、明らかにこの違いを理解していた。彼は、差押えを非難する際に「日中国交正常化の精神を根底から揺るがしかね」ないと言ったが、それは、ほとんど暗に[共同声明そのもの](#)に違反していないことを認めるものだった。
 - ii 商船三井のウェブサイトの英語版では“laches”、すなわち衡平法上の「懈怠の原則」という表現を使っているが、日本語版は、より狭くかつ適切な「消滅時効」(公的な訳としては“extinctive prescription”)という表現を使っている。もっとも、誤訳などがほかにもあるので、意図的に事実関係をあいまいにしようとしたのではないだろう。
 - iii 本件の経緯自体、興味尽きないものがある。その一端は、商船三井のウェブサイトからくみ取ることができる([日本語](#)、[英語](#))。日本語版のほうが正確であることに留意。